

あなたのお宅の耐震性は

大丈夫ですか？

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人を超える尊い命が犠牲となりました。うち、8割以上が建物の倒壊や家具の下敷きによるもので、建築基準法が改正される前の昭和56年5月31日以前の木造住宅が大きな被害を受けました。

今年の8月に、静岡県を中心として大きな地震がありました。静岡県では住宅の耐震改修や家屋の転倒防止器具の取り付けを積極的に行っており、その結果、被害を最小限にすることができたと言われています。

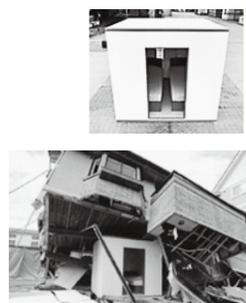
この地域でも、東海地震や南海地震の発生が危惧されており、これらの地震が連動して発生した場合の高浜市の震度は『6弱から6強』の非常に強い揺れとなり、人的被害や建物被害を受けると想定されています。これら大地震からご自身やご

族の生命や財産を守るためには、まずは耐震診断を受診し、必要に応じた耐震補強を行うことがとても重要です。

市では、耐震性が弱いといわれている昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象に、無料耐震診断を実施し、診断結果が『倒壊する可能性が高い』または『倒壊する可能性がある』と判定された場合は、耐震改修費の一部を補助しています。

また、建物全体の耐震改修が困難な場合には、住宅内に安全な場所を確保していただくことを目的として、本年4月より、新たに耐震シェルターおよび防災ベッドの設置に対する補助を開始しました。※市の補助金を活用する建物全体の耐震改修に要する費用は、診断結果や改修工法などにより異なりますが、平成20年度平均費用は、約240万円でした。

※耐震シェルターとは、地震発生時に、お住まいの住宅から生命を守るための装置で、住宅内の一室に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り、安全を確保するものです。



耐震シェルターの一例

※防災ベッドとは、耐震シェルターと同様に生命を守るための装置で、金属製のフレームなどでベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し就寝中の安全などを確保するものです。



防災ベッドの一例

家具転倒防止器具の取り付けをします

地震対策として私たちが最も手軽にできる有効な手段は、家具の転倒・落下を防ぐことです。市では、次の方を対象に家具転

倒防止器具の取り付けを行っています。ぜひご利用ください。

対象者

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ② おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、同居の家族にこれらの手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯

申請方法

生活安全グループまたはいきいき広場窓口で申請してください。

利用回数

年1回まで

作業時間

2時間以内

費用

- ・取付費 無料
- ・材料費 自己負担（器具の大きさに異なります）

手続きに必要なもの

- ① 家具転倒防止器具取付申請書
- ② 家具転倒防止器具取付に係る確約書
- ③ 借家などの場合は賃借人の承諾書
- ④ 印鑑

問合せ先

市役所生活安全グループ
☎ 52-11111（内線301・322）

※①②は生活安全グループまたはいきいき広場にあります。

あなたのお宅は？

